



始



特240  
197



御 惠 の 露

辻 善 之 助 : (二七)

乃木大將の殉死  
教化動員の趣旨

小橋 一太 :  
山川健次郎 : (九)

目

次





## 教化動員の趣旨

文部大臣 小橋一太

先般濱口首相は、ラヂオを通じて、經濟難局の打開に就き、全國民に對して其の所信を披瀝せられ、緊縮節約の現下最も急務なる所以を説いて切に國民の自覺と協力とを求められたのであります。寔に今日の我邦は公私經濟共に容易ならざる難局に直面致して居りまして、上下を通じ一般に亘つて、堅き決心と覺悟とを以て之れに當らねばならぬ非常の場合であります。

惟ふに我國經濟上の難局は、一朝一夕にして生じ來つたものではありません。遠く源を戰時好況時代に發し、其後年々之を馴致して、終に今日に至つたものと考へられます。御承知の通り、世界大戰當時、我國は義に仗りて兵を膠州灣並南洋諸島に出しましたけれども、戰渦の中心を距ること遠かりし爲、幸にも交通貿易を妨げられず、列強齊しく干戈に從ふの折柄、天の時と地の利とを得て、商品の販路を海外に擴張し、意外に商業上の巨利を收めて、經濟界未曾有の好況を呈しましたことは、今尙人の記憶に存する所であります。然るに國民的努力に因らざる此の好況は、逸早く浮華放縱の風を惹き起し、耳目の娛む所を悉にするといふ所謂成金氣分をさへ醸成するに至つたのであります。現に經濟上の行詰りも、當時深く人心に浸潤した偷安逸樂の習が知らず識らず之を助長してをることは掩ふ

べからざる事實であります。其後戰亂戢りまするや、經濟界の情勢忽ち一變して貿易逆轉し、次で大正九年の恐慌、大正十二年の大震災等を経て、經濟界は彌々萎靡し、不振年と共に其の度を加へつゝ今日に至つたのであります。此の間、國家の財政は中央地方共に著しく膨脹し、戰前六億餘圓の國費は、今や十七億圓の多きに達し、在外正貨の減少するに反し、國債は無慮六十億圓に垂んとする有様でありますから、其の利子だけでも年々三億圓即ち國稅總額九億圓の三分の一を支拂はねばならぬ始末であります。一方國民の方は、經濟界の不振につれ、所得の減少せるに拘らず、其の生活は放漫、其の消費は節度を超ゆるので、自然物價の騰貴を招き、生活の困難を來すに至るは、理の當然であります。國家並國民の財政經濟が斯くも危險の狀態になりますと、勢ひ對外信用も次第に薄らぎ、爲替相場の低落を見るといふ譯で、此等各種の事情が重なり合ふて、終に國家經濟の行詰り……斯ういふ憂ふべき現象を生ずるに至つたのであります。

さなきだに天然資源に乏しく、人口增加率の高い我國でありますから、國家經濟は力めて健全なる狀態に置き、苟も常軌を逸するが如きことなきを期さればならぬ筈なるに、危殆今日の有様を呈しては、其の一事既に國難なりと唱へらるゝも無理はないと思ひます。況んや經濟は獨り經濟で済むものでなく、それが直ちに思想精神に影響するに於てをやであります。物質と精神とは相反するが如くにして、其の實極めて密接なものであります。學者は之を物心一如と申して居りますが、特別の人物若くは

特別の場合は、多少事情を異に致しますけれども、大體に於て人間は物心一如であります。して見ると、今日の如く經濟が行詰ると、それが即ち思想惡化の一の誘因となるのであります。かくて思想の惡化は、幾多の社會問題を惹起する。防貧施設や失業防止の事業が重大な意義を有するのは、之あるが爲であります。思想の惡化は、到底此等のみでは救はれない。更に深く其の根本に遡つて救治の方策を講じなければならぬと思ひます。

本來經濟國難と云ひ、思想國難と云ふも、此の二つのものが互に因となり果となり相錯綜致して難局は愈々重大を加へ、最早今日此の艱難なる時局を匡救せんが爲には、財政經濟の一大整理緊縮を行ふと共に、國體の精華を發揚し、質實剛健、勤儉力行の美風を振起することが、緊急の要務たるのみならず、又實に國家百年の長計であると信じます。

世間の一部には動もしますると、質實勤儉を獎勵することに對して、消極的なりと評し又は退要的なりと難する者もありませうが、然しながらそれは唯一面のみを見て精神方面を闇却せる偏見に外ならないのであります。質實であり、勤儉であるには、剛健なる精神が其の根本を爲さねば到底行はれるものではないのであります。此の道場を證明する爲には、幾多の實例がありますけれども、私は世界大戰以來の事實を引用して御参考に供して見たいと思ひます。世の中に戰爭程、大なる衝動と刺戟とを國民に與へるものはありません。僅か一小邦國の間に於ける戰争でも、左様でありますから、ま

して世界大戦の如き有史以來の大戦亂であつて見ますと、其の衝動の強く其の刺戟の大なりしことは、想像に難からぬことで、啻に衝動や刺戟のみに止まらず、かの戦争の爲には、國家の盛衰興亡をさへ見るに至つたほどでありますから、其の世界に及ぼせる影響の甚大なることは推測するに難からぬのであります。それほど大なる戦争でありましたけれども、茲に一つ動かすことの出来なかつたものがあります。それは何かと申しますに、國民精神の剛健なる國が榮え、然らざる國は衰ふるといふことであります。此事たる實に古今を貫ける一大眞理であつて、何れの國何れの國民でもこれに支配せられなければならぬ一大法則であります。如何なる大戦争も、此の眞理を動かし、此の法則には一指をも染むることが出来なかつたのみならず、其の後に於ける國際政局の推移に徴しまするに、右の眞理法則が一層明確にせられ、其の事實が一段と強調せられて居るのみであります。勝敗は兵家の常で、時と場合に依つては、戦争上若くは列國對峙上勝ち敗けのあるを免れませぬが、しかし一時の勝敗は、決して其の國家の最後の死命を制するものではないのであります。眞に國家の運命を左右するものは、國民精神の剛健なりや否やに存する。此の事は世界大戦が人類に與へた教訓の中、最も力と真味とに富める絶大なる教訓であります。而して其活きたる一の實例を、我等は復興の獨逸に見ることが出来ると考へるのであります。殆んど世界の強國といふあらゆる強國を相手に勇戦奮闘した獨逸も、一敗地に塗れて見ると、流石に負傷の深いのに驚きました。其の寶庫ともいふべきアルサス・ロ

ーレンは、まづ以てこれを奪はれ、國家を護るべき常備軍も甚しき制限を受け、一千三百二十億金マークといふ莫大の賠償金を背負はされ、之が爲めに今日一年二十五億金マークを支拂はねばならぬ。それさへあるに、戦費は一厘半毛も國民の手に歸らぬといふ始末であるから、戦後の疲弊困憊は、名狀すべからざるものがあつたのであります。詰り獨逸は、恰も蟹が其の甲羅を剥がれ、其の爪をもがれ、而も深傷を負ふた足で、僅に穴に潜り込んだと同様なる憂目に逢ふたのであります。それも或は當然の酬であるかも知れませぬが。さりながら此の蟹は、唯の蟹ではなく、寧ろ天にも登らんとする蛟龍であります。獨逸國民は勇氣を振ひ、決斷を以て、極度に其の生活を緊縮致し、能く困苦と戰ひ、缺乏に堪へ、凡ゆる智慧と力を絞つて、其の瘡痍を癒し、漸次國力を恢復致したのであります。

斯して今や世界の商戦場裡に於て、嶄然として頭角を抽んするに至りましたことは、寔に驚異に價ひするものであります。驚異と云へば、先般帝都の空を見舞ふたツエベリン伯號の如き、誰か其の堂々たる雄姿を仰ぎ見て、破天荒の快舉を壯とせざる者がありませうか。而も是れ獨逸國民が復興の途上、零碎の資金を集めて建造したるもの、勤労の結晶も、さることながら、其の剛健なる國民精神に至りては、更に偉大なりとして感嘆せしには居られないであります。

之れに較べますと、我國輓近の世態に於きましては眞に憂慮に堪へないものが甚だ鮮くないのであります。不健全なる文藝の檻頭を始めとして 徒らに享樂に耽溺せる如何はしき風儀の流行殊に最も質

實剛健なるべき學生生徒間に於ける風紀の廢颓等、觀じ来れば、昔年の雄心既に銷磨せるにあらざるかを疑はしむるものがあります。又之を思想界に就いていふも、戰時戰後歐洲に起つた矯激なる社會思想が我國に渡來した事も事實であります、又其の思想が現代社會の缺陷に觸れて、兎角事あれかしの反抗心理に投じ易いことも事實でありますが、しかし若し我國民にして三千年來鍛成し養成し來りたる、國民性を確守し克己節制常に緊張し、外來思想に對しても克く自主的見解を把持し、長を探り短を補ひ、銳意文化の創造に努めましたならば、思想の動搖も經濟の難局も今日の如くに甚だしきを見なかつたであります。之を思ひますと、我國現下の經濟上、思想上の難局は種々の原因のあつてのこととで、一概に論じ去ることは素より出來ませぬが、此の弊の由つて生ずる根本を成すものは、民心の弛緩是れなりと斷言して憚らないのであります。我邦今日の病原が既に斯く明になりましたる上は、一刻も猶豫なく之が治療を致さなければならないのであります。之が治療に就きましては、私は文教の立場から教化總動員を行ひ、之に參加する人々の純真熱烈なる活動に頼り、國民の覺醒を促し、人心を緊張せしめ、剛健なる國民精神を作興することを以て、最も凱切有效なる方途なりと認め、彌々之を實施することに致したのであります。唯病根深く、痼疾の甚だしきものがありますから、國民的大勇猛心を奮ひ起して、之が治療の斷行を敢てするにあらざれば、到底其の目的を達することは出來ないと信ずるのであります。昔、白河樂翁公は田沼時代批政百出の後を承けて幕府老中の首班となる

や、難局を濟ひ、善政を布くには、民風の作興と、經濟の緊縮との外に、其の途なしとの覺悟から英斷以て風俗を矯正し、財政を整理しましたが、其の之を行はんとするに際しましては、誓文を神明に捧げ、此事相叶はねば、只今の中に死去致候様奉願候と申して居ります。一死以て萬難に當る大決心をせられたのは、眞に鬼神を泣かしむるの慨ありと謂ふべきであります。凡そ非常の時には非常の決心を要します。彼の獨逸國民の如き我邦の白河樂翁公の如き、好箇の適例であります。今日の難局に處する我々國民は自ら任じ、大に決する所なかるべからずと存じます。殊に青年は國家活力の源泉であるに顧みまして、私は今日の場合、特に青年の奮起を促さざるを得ぬのであります。維新の大業は明治天皇の御聖德と御稟威に依りましたることは、申すまでもない事であります。此の大業を翼賛し奉つたる其の大部分は眞に青年の力であります。伊太利の中興も亦、青年宰相ムツソリーニ並がか率るる少壯國民の發奮に依つて成就されたのであります。之を思ひますと、現在我國の爲にも、熱烈燃ゆるが如き青年が、相踵で此の重大難局の打開に當らんことを希望せしには居られないのあります。

終りに一言致したいのは政治に對する私の信念であります。政治は方便でもなく、手段でもなく、實に最高の道德であります。此故に古來哲人の説く所、先賢の訓ふる所、素より千緒萬端でありますけれども、政教一元を以て政治の理想的意義とする點に於ては、其の揆を一にして居ります。されば

政治家は常住座臥、良心の聲を聽き、又其の僕たることを期して、國家の安寧、社會の福祉を圖らねばならぬものと信じます。今次私共が教化總動員を行ひ、弘く有志と提携して、銳意事に當らんとするは、素より一時の權宜でなく、それが國家の要求する所であり、且つ其の事が道徳なりと確信するからであります。春秋十一月舉行せられました御大禮の際には紫宸殿の儀に於ける即位禮の勅語に長くも教化を醇厚にせよとの大御言葉を賜はせられたのであります。即ち今回の教化總動員は、實にこの優渥なる御趣旨を奉體して、醇厚なる教化を打ち建て剛健なる國民精神を振ひ興さんことを本旨と致して居るのであります。固より之が成否は一に繋りて國民の自覺と協力との如何に存するのであります。切に諸君の奮起を要望して已まない次第であります。

## 乃木大將の殉死

中央教化團體聯合會長 理學博士 男爵

山川健次郎

教化總動員運動の勢頭に大將殉死の御話を申すは少し不似合な感じがあると御考への方があるかも知れんが、大將の殉死は我が國民にまたと得可からざる最も尊い最も美しい教訓を與へられましたから、教化運動の勢頭に其の御話を申上るのは決してふさはしからぬものでないと我が輩は確く信じて居る。我が武士道に於ては信即ち約束を守ると云ふことが第一義であつて、武士たる者が此の點に缺點があれば武士の風上にも置けん犬侍と云はれるのである。今日に於ても信は甚だ大事な徳目であることは明治天皇の聖訓中にも信の大事な事が見えて居る、教育勅語に「朋友相信じ」とあるのは、凡て人と交るには信を以てせなければならんと云ふ御趣旨である。又戊辰詔書には「惟れ信惟れ義」とあり又軍人に賜りたる勅諭の内に「軍人は信義を重んすべし」とある。我が輩は此の事を思ふ毎に乃木大將の事を思ひ出す。乃木大將の自殺は單純な殉死でないと我が輩は信じて居る。自殺の目的が二つあつて一つは單純な殉死であつたが、も一つは旅順で戦死した部下に對して心で誓つた約束を果たされたものと思ふ。一體旅順の如き防禦の設備が比較的完全な要塞を攻め落すには相當の準備を要し、從つて時日のかゝるのは止むを得ん次第であるのである。然し乍らバルチック艦隊が極東に出現する

迄には此の堅壘を是非攻め落す必要があるから、大本營では成る可く速く陥ることを深く希望されて居つたのは無理もないことである。乃木軍即ち第三軍の司令部が滿洲に上陸したのが明治三十七年の六月始めであるが、其の年の七月二十六日に大本營の參謀總長山縣有朋から手書を以て旅順攻撃を催促して居り、又同年八月二十七日にも手書を發して攻撃を催促して居り、同年十一月二十三日に旅順の陥落を夢みて十一月二十四日の日附で乃木大將に電信で贈つた次の七言絶句がある。

百彈激雷天亦驚 合門牛歲萬屍橫

精神到處堅於鐵 一舉遂屠旅順城

夢に迄見る位に山縣總長の心配して居られた其の心事は案するに余りあるのである。又海軍の方からは我が軍艦をドツクに入れて修理をせんければバルチツク艦隊と戦つて必勝を期し難い。するからいついつかになれば旅順の陥落と否とに係らず旅順の封鎖を解いて軍艦をドツクに入れるより外ないと東郷司令長官より大本營に申出があつた事が大本營から第三軍に通知があつた。第三軍は益々奮勵、斯くて數回の總攻撃を行つたが山縣の詩に在る如く、所謂萬屍横るのであつて實際そうであつたのである。旅順攻撃の死傷六萬と言ふことである。するから總攻撃の命令は死に行つて呉れと言ふのと同じ位であつたのであるが、其の時乃木軍司令官の心中はどんなであつたらうか。我が輩の思ふには「君等許りに死なせはせん。軍司令官であるから我が輩が今君等と同行して行つて死ぬわけには

いかんが、折を見て我が輩も死ぬから君等も死んで呉れ」と心の内で部下に約束せられた事と思ふ。一體約束には四つ種類がある、其の内で約束する人を最も厳しく縛るものを見出せば、何々の事を約束した事を明白に書きつけて相手方へ渡す。就中主従の間柄で臣下が君上に對し、二心を懷く様なことのない爲めに出す様な嚴肅な證文を起請文と言ふ時には七枚起請などゝ言つて同文言の證書を七枚も納れると言ふことがあつた。起請文の形式はどう言ふ風であつたかと言ふに始めて證書を入れる人の義務が書いてある、例へば決して二心を懷かんと言ふことがあつて、其の次に「若し相背くに於ては梵天帝釋四大天王日本六十四州大小の神祇別して伊豆箱根兩所の權現三島大明神の神罰冥罰蒙る可きものなり」とある。文句は少々違ふかも知れないが大體に於て間違ないと思ふ、違約した時には日本の神様ばかりでなく印度の梵天帝釋四大天王迄煩して違約者を罰して戴くのであるから、約束する人が餘程厳しく縛られるのである。よく軍書などに弓矢八幡も照覽あれなどゝあるのは八幡様を證人に出した様なものであつて、自分が嘘を言つたら八幡様罰して下さいと言ふのである。英語でオースと言ふのがあるが、是も嘘は言はん、嘘を言つたら神様に罰して下さいと言ふのである。又次の種類の約束は口約即ち口約束である。口約束に二タ種類がある、約束する時證據人がある場合と無い場合の二ツである。武家政治時代には口約が多かつた。事實の委しい事は忘れたが、畠山重忠が鎌倉幕府に忠實であることを口約したのに對し、起請文を書けと迫られた時重忠は自分は從來只の

一度も嘘を言つたことがないから自分の口約は起請文同然だと言つて起請文を書くことを断つた。  
徳川家康の智恵袋と言はれた本多佐渡守正信は今の人には陰険な策士と許り思はれて居るが、實際彼は陰険な策士であつた様である。元來陰険な策士と言ふものは、名望も信用もないものであるに、正信は生前には相當に名望も信用もある男であつた。其の故は彼は未だ曾つて虚言を吐いたことがなく、口約でも約束は必ず實行するから正信が受合つたら誰しも安心したと言ふことである。是等の例から見ても古の武士は口約でも約束を重んじた消息が判る。證約口約の次に默約又默契と言ふものがある。三つの内で約束者を縛ることが最も寛かである、約束する事柄を相手方ともに口に出さず以心傳心で約束する、此の默契が隨分盛に行はれて居る。又相手方に知らさず自分計りで心の内に於て約束する、此を我が輩は心約と名附けたいと思ふ。默約の場合に於ては前後の言辭等から所謂以心傳心で約束する人の意思が約束を受ける人に判つて居るが、心約の場合は約束をする人のみ知つて居つて相手方の人にも其の他の人にも全く知れないのである。するから心約は之を果たさん誘惑が最も強く、之を果たす人は克己心の強い人でなければならん、心約の最も名高い例は次の物語である。

支那の春秋と言つた時代に晋と言ふ大大名があつて、其の家老に趙朔と屠岸賈とがあつたが、權力争から屠岸賈が兵を起して下宮と言ふ所で趙朔を撃ち其の一族を斬にした、其の時趙朔が客に（支那で

客と言ふのは今の日本の家庭に居る書生の高等なもので、參謀をするものもあり秘書役をするものもあり、又極つた職務の無い者もある）公孫杵臼と言ふ者があつたが、趙朔の友達であつた程嬰と言ふものに向つて「なぜ死なんか」と詰責した、程嬰は『趙朔の夫人が今妊娠して居る生れた子が男なら自分は之を守り立てるし又若し女なら其時死んでも遅くない』と答へた、其の後久しつからずして趙朔の妻が分娩して男の子を生んだので是を趙武と名付けた、然るに屠岸賈が仄かに之を聞いて嚴重に搜索した、其の時公孫杵臼が程嬰に向つて今死するとのと孤子趙武を守り立てるのとどちらが困難かと聞いた、程嬰が之に答へて死するのは易く孤子を守り立てるのは難いと言つた公孫杵臼は君は趙朔の先代（是は趙盾と言ふ趙朔の父で死後宣孟子と謚された人である）に厚遇を受けた人だから六ヶ敷い役目を勤めて貰はふ、自分は比較的仕易い方を引受けやうと相談が極り、公孫杵臼は他人の子を供ふて山中に隠れた、程嬰は宣言して、我不肖にして孤子趙武を立つる能はず誰か能く我に千金を與へたなら孤子趙武の在りかを聞かせ様と言つた、屠岸賈の味方の者は大きに悦んで程嬰に千金を與へ之を案内者として公孫杵臼を攻めたので公孫杵臼は大に叫んで小人なるかな程嬰、昔下宮の難に死する能はず、我と謀つて孤子趙武を匿したのであるが今我を賣る、縱ひ守り立てることが出来ずとも之を賣るに忍びんやと又其の子供を抱いて天なるかな天なるかな孤子趙武に何の罪がある、此の杵臼を殺して孤子、丈けは助けて呉れと叫びましたが、遂に親子共に殺されたのであつた。是で屠岸賈等が安心し

て孤子搜索の事は止めたのであつた、斯くて孤子も追々成長したので遂に兵を起し屠岸賈を攻めて其の一族を盡にし趙武は元の知行所、元の位地を得て家を回復することが出来た、然る處程要は下宮の難の時自分は死ぬことが出来んではなかつたが、趙氏を回復せんが爲め生き残つたのであつた、今日を達したから、地下に在る趙宣孟即趙盾及び公孫杵臼に此の事を報告せなければならぬと言つて趙武が泣いて止めるのも聞かず自殺して死んだ、後の歴史家は趙宣孟公孫杵臼に報告すると言ふのは全く口實で實は公孫杵臼と役目の分擔を極めたときに君單り殺しはせん、孤子を守り立てるのに成功したなら自分も必ず死すると言ふことを心約したから、孤子守り立ての役目を立派にしおほせたので此の心約を果す爲めに死んだものと考へて居るが是は尤なことゝ思ふのである。

乃木大將の心中も是と同じであつたことゝ思ふ、前にも言つた通り攻撃の命令は死んでくれと言ふのも同様であつた、其の時大將は何と考へたか、お前方ばかりは死なせんぞ、おれも追付死ぬから君等も死んでくれと心約したではあるまいか、大將の人格から考へて斯る心約があつたと我が輩は確信する。乃木大將の詩に

皇師百萬征強虜 野戰攻城屍作山

愧我何顏看父老 凱歌今日幾人還

乙巳冬日於滿洲陣中 石樵典

乙(キノト)巳(ミ)とあれば明治三十八年旅順陥落後の作と思ふ。結句の意味は出征の時はあれだけの多數であつたが戦死した人が多いから旅順を陥れて凱旋するトすれば歸る人は幾らもないと言ひ、轉句では斯く部下の多人數を戦死させたのに就ては其の父兄に對して顔向けがならぬ、實に愧入つた次第であると歌はれたのである。扱て此の詩の轉句結句は支那の項籍の故事に據られたのである。昔支那の天下が漢と楚とに分れ七十餘回も合戦があつて垓下と言ふ所の戦で楚の軍が大敗潰亂し、主従ばらくになつて楚王項籍が烏江と言ふところで楊子江を渡らんとした時、爰の宿場役人の長が舟を用意して置いて早くを渡りなされ、江東は小さいが王となれば餘り不足もあるまいと申しましたが、項籍はいや／＼私は江東の子弟八千人と江を渡つて西に出陣したが、皆戦没して一人の還る者がない、縦ひ江東の父兄が我を憐んで王としてくれても我何の面目あつて父老に見えん獨り心に愧ぢさらんやと言ふて自ら頸を斬つて死んだのであつた。

乃木大將は普通の詩人の如く心にもない虚言を自分の述懐の詩に述べられるとは思はれないから、此の詩の轉句は大將の衷心を述べたものと信すべきであるから父老を見ることを恥ぢて居られた様に思ふ。大將と項籍とを比べて見ると其の勝敗こそ大に違ふが部下の多くを戦没させ自分は生きて居ると言ふ點に於て一致するのである、大將は項籍の如く死んで部下に對する心約を果すことが常に念頭にあつたので、知らず／＼詩に成つて現はれた、斯くして乃木大將は一日も速く心約を果す希望であ

つたらうが、軍司令官の事であれば第一線に出て戦死することも出来ず且士氣に闘するから、容易な死に方も出来んので惜しからん命を生存<sup>ナガヌ</sup>て居る内に戦争も済み内地に凱旋されたが、只何事をも言はずに自殺すれば發狂者として取扱はれるのも残念である、故に時機の来るを待つて居られたものと信する。又事の由を遺言書に認め自殺するとすれば迷惑を受ける人がないとも限らん、乃木大將程ではなくとも部下に戦死者を澤山出して生き残つて居る、司令官で何となく迷惑を感じる人があるかも知れん、大將の性格として自分の行動で人に迷惑をかけるのは甚だ嫌はれたから明らかに衷情を打ち明けて遺言書に認めるることは出来難いので據なく時機の来るを待ち居られたことゝ信するのである。然るに 明治天皇の御事があつたので 明治天皇の御供をされ又豫ての希望通り旅順に於ける戦死した部下に對した心約を果されたゝ我が輩は信するが、是は前の詩と大將の性質とが證據だてゝ居ると思ふ。斯く見ると大將は生命を捨てゝ心約を果されたので其の人格に彌が上に光が増して一層崇高となる様感ぜられる。我が輩は我が同胞より神の様な乃木大將が出られたのを深く悦ぶと同時に乃木大將は我が國民にまたと得難き美しい尊い教訓を與へられたから、我が國民が大將に信を重んずることを學び其の品位が高くなることを疑はん。

## 御 恵 の 露

東京帝國大學教授  
文學博士

辻 善之助

我皇室の歴史に關することは、從來世間によく知られて居るやうであり、就中御歴代の聖徳については、その欽仰すべきを説く人も多いのであるが、多くはたゞ抽象的に之をのべるばかりであつて、具體的事實に至つては、本當には世間によく分つて居ないことが多いやうに思ふ。中小學の教科書などにも、之を記すことはあまり多くない。これは教科書といふものが、いろ／＼の規則のもとに型にはまるべく餘儀なくされて居るが爲でもあらうが、とにかく、専門家の間には相當によく知られて居る事柄でも、世間にはあまりひろく知られて居らぬことが少からずある。況やわれ／＼が、史料編纂に從事して居る間に、新しい材料から發見した聖徳に關する事實の如きに至つては、まだ／＼世間には知らぬ人が多いことゝ思ふ。こゝには比較的世に著聞せられてない御聖徳に關する事蹟の若干を列舉して、讀者の参考に供しやうとおもふ。

聖帝と稱へ奉りし仁德天皇（第十六代、紀元九七三——一〇五九御在位）の御事は、三尺の童子も猶且之を知る。醍醐天皇（第六十代、一五五七——一五九〇御在位）が寒夜に御衣を脱して人民の苦を察せられたといふ事も、亦人口に膾炙する所であるが、一條天皇（第六十六代、一六四六——一六

七一御在位)にも、亦これと同じ趣の御事蹟があることは遍ねくは知られて居らぬらしい。天皇がある極寒の夜に御衣を脱して御帳の外に出でさせられたので、皇后が恠まれて、その故を尋ねさせられたれば、天皇は、天下の人民はさぞ寒からうに、我のみ暖かに寝るはすまぬことだと仰せられた。

醍醐天皇の聖慮は、この後も、代を隔てゝ歴聖の模範と遊ばされた。後光明天皇(第百十代、二三〇三一一二三一四御在位)も亦嘗て餘寒の烈しき時、この故事を偲び給ひ、一詩を賦せられた。

風氣飄飄霜烈々、春來猶遺一般寒、

愧違翻帝脫衣德、還覓重裘覺體畔、

時の人洩れ聞いて、聖意のありがたさに感泣したと傳へらるゝ。中御門天皇(第百十四代、二三六九一一二三九五御在位)にも、亦一首の御製がある。

夜 燼 火

寒き夜に脱ぎしみけしのためしをも  
わすれてさらぬ埋火のもと

これはその宸筆原本が京都仁和寺に現存してある。

時代は前後するが、平安時代の初、御位に在しました嵯峨天皇(第五十二代、一四六九一一四八三御在位)も亦後代に一の佳例を開かせられた。それは、弘仁九年に天下に疫病が流行した。天皇は

之を憂へさせられ、宸筆を以て般若心經を書寫して以て之を祈らせられた。般若心經は群經の粹を統べ、文は約にして義は豊かに、詞藻旨深しといはれるもので、之を念することによつて、災疫を禳ふことができるといふ信仰より古來殊に重んぜられたものである。

この嵯峨天皇の先例は、この後、幾代かの天皇によつて追行せられた。正元年中(一九一九)には後嵯峨上皇(第八十八代)正應年中(一九四八一一九五二)には伏見天皇(第九十二代)が之に倣はせられた。その後、北朝延文五年(正平十五年、一二〇一〇)の頃より、悪疫流行し、人民の夭亡するもの數を知らず、後光嚴院はいたく宸襟を憐ませられ、即ち先例によつて、一字三禮の法を以て、御熱誠をこめて、心經(紺紙金泥)を書寫し給ひ、康安元年(正平十六年、一二〇二一)六月六日、東寺長者光濟をして供養せしめ、之を祇園社に奉納して以て民を救はんことを祈らせられた。

後花園天皇(第二百二代)も亦同じ例を追はせられた。寛正元年(一二二〇)よりうちつゞく饑饉に人民餓死するもの多く、京都だけで、毎日五百人といひ或は六七百人にも及んだといふ。一年十二月、天皇は一字三禮を以て、心經(紺紙銀泥)を書寫し給ひ、以て人民を救はんことを祈らせられたのであつた。この時に當り、足利義政は東山に邸園をつくり、銀閣を營んで、盛に土木工事を起してゐたので、天皇は御製の詩を下されて之を諷せられた。

殘民爭採首陽薇、處々閉廬關竹扉、

詩興吟酸<sub>ナリ</sub>春二月 滿城紅綠爲誰肥

これはひろく世に聞えた事である。

後柏原天皇（第百四代）の大永五年（二一八五）に疱瘡が流行したので、天皇は、心經を書寫して仁和寺と延暦寺とに納められ、萬民の安穩を祈らせられた。その御經の奥書の宸筆の御下書が京都御所東山御文庫に保存せられてある。その文に

頃年小瘡流布都鄙愁苦日久矣依之爲利蒼生聊凝丹棘書寫般若之眞文禱爾仁和之靈寺仰冀三寶知見萬民安樂乃至法界平等利益

大永五年十一月 日

次の帝後奈良天皇（第百五代）には心經御書寫に關して、更に多くの御事蹟が傳へられてある。天文三年（二一九四）の疫病流行の時に、御祈禱の爲め書寫せられた心經（紺紙金泥）は、左の御奥書を加へて、嵯峨の大覺寺に納められ、今に保存せられてある。

頃者疾疫流行民庶憂患朕顧不德宿寐無聊因追弘仁明時之遺塵奉寫般若心經之妙典仰願天感丹誠之懇篤國蘇蒼生之多難乃至法界平等利益

于時天文第三曆仲夏中旬

疾疫の流行民庶の憂患は、即天の時を得ず四時その節を失ふによるものとして、深く御自ら不徳を願み寤寐に安からずと仰せられたのである。

天文八年より九年（二一九九——二二〇〇）にかけては、また諸國大に飢餓し疫病が流行した。天皇はまた親しく宸翰を染めて、紺紙に金泥を以て心經を書寫し給ひ、山城醍醐三寶院義堯を召して災厄を祈り禳はしめられた。その御奥書は左の通りである。

今茲天下大疫萬民多占於死亡朕爲民父母德不能覆甚自痛焉竊寫般若心經一卷於金字使下義堯僧正供養之上庶幾虧爲疾病之妙藥矣

于時天文九年六月十七日

民の父母としての御自覺のもとに、徳覆ふこと能はず、甚だ自ら痛むと、御自責の御言葉は實に恐懼にたへぬ次第である。世は戦鬪たえまなき混亂の時である、御料所より納まるべきものも途絶えて、朝廷の儀式は申すに及ばず、その日その日の供御にさへ差支へたまふことさへあつたと傳へられる。世が世ならば救ひの米を賑はせられるであらう、藥も施されやうが、そのすべもない、依るべき途はたゞ神と佛にすがるあるのみ。天皇が御祈願の誠は、今日より仰ぐも猶かしこき極みである。天皇は更にこの御祈願をひろく全國の神々に捧げられた。諸國一宮へ、同じく心經（紺紙金泥）を奉納せらるんが爲めに、勅使を遣された。その宸筆御目錄が今に京都曼殊院に保存せられてある。

これらの勅筆心經の内、その現存するものは、三河、周防、肥後、甲斐、伊豆、安房、越後の七ヶ國であつて、それ／＼その御經の奥にその國の名をしるされてある。

正親町天皇（第百六代）も亦御先代の例に倣はせられ、永祿四年九月（一二二一）心經（紺紙金泥）を書寫して、大覺寺に納め、諸國擾亂の鎮定と萬民の憂を除かんことを祈らせられた。

心經に對する信仰、それは世の移り時の變つた今日の思想とは、頗る隔つたものであらう。然しながら信仰の形式如何は問はず、これを以て偏に人民救濟に資せられんとする御慈悲心の深く且つ大なるものあるを思はねばならぬ。況や時の政權を握つた幕府は、統治の實力を失ひ、地方の武將はたゞ攻戰を事として、人民の休戚の如きは、殆眼中になかつた時に當り、専ら蒼生の爲めに念を致さるゝは、たゞ皇室あるのみであつた。さればこそ經濟上の困難はその極致に達せられ、皇居には時に雨もあることあり、御垣も破れて繕ふこと能はず、三條の橋上から遙かに内侍所の御燈を拜し、紫宸殿の前には茶店を出して客をまつものあり、殿上の床には小兒等が土を練つて遊んだとさへ傳へらるゝ時にも當つても、尙錢を納めて、一枚の宸翰御色紙御短冊を賜はらんことを請ふもの絶えず、皇室は國民欽慕の中心となり、敬愛的となつて居らせられたのである。

一百年間の戰塵もおさまつて、世は泰平となり、徳川幕府の民政も相當に秩序立てられた。この時に當つては、最早心經御書寫などの事は傳はらないが、人民に對する御情愛は、時につけ折にふれて

發露せらるゝ。

櫻町天皇（第百十五代、一二三九五——一二四〇七御在位）の御製に

述懷 元文四年六月二十九日

思ふにはまかせぬ世にもいかでかは

なべての民のこゝろやすめむ

寄衣雜 寛保三年五月二十四日

おもふぞよ我が衣手のおほふにも

なほ國民のうへやいかにと

政權は徳川氏にあり、何事も御思召のまゝにならぬことが多いが、その中に在つても、如何にかけて遍ねく民庶の心を安んぜしめたいと述懐遊ばされ、或は衣に寄せては國民の衣食に軫念を及ぼされたのである。

光格天皇（第百十九代、一二四三九——一二四七七）は御先代後桃園天皇崩御の後御世嗣がましまさなかつたので、閑院宮から入つて大統を嗣がせられた。よく下情に通じ且つ天資圓滿にましましたので、當時に於ても明君の譽が高かつたのである。京都御所東山御文庫に後櫻町上皇と御贈答の宸翰御消息が多くある。その中に殊に注意すべき一通がある。その宸翰は、寛政十一年（一二四五九）七月のもの

で、何事が後櫻町上皇より御教訓があつたに就て、光格天皇より御心中を細かに書いて贈られたもので、その一節に、左のやうな御言葉がある。

仰之通り、人君は仁を本といたし候事、古今和漢之書物にも數々有之事、仁は即ち孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常に私も心に忘れぬ様、仁徳の事を第一と存じり事候、ことに仰ども承り候へば、尙更に存候事、とかく自身計にては、つい心もだるみ候事、か様に仰有之候へば、其度ごとに心もすゝみ、實々々々有かたき事、とかく人は身勝手に成安き物こそは彼恕と申字ノ所にて、恕之字は俗に申我身つめつて人のいたさをしれと申字にて、則ち此恕が仁ノ字にも通じ、又誠ト申義にも相成候事、何分、仁ト誠トに相極り候事、仰の通、身の欲なく天下萬民をのみ慈悲仁惠に存候事、人君なる者ノ第一ノおしへ、論語はじめあらゆる書物に皆々此道理を書きのべ候事、即ち仰と少しもちかいなき事、扱々忝く存じり。

文章平明ではあるが、恰も經書を讀むが如く、その民治に意を用ひたまふの厚きことが窺はれる。天明三年（二四四三）の頃より、諸國飢饉がうちつづき、米の相場が高く、京都の町中に於ても、餓者多く、人民大に苦しんだ。そこで老若數百人が禁裏御所の外に來て、何か祈るつもりであるか、四五日の間築地の外を廻つて居た。光格天皇はこれを聞し召されて御製を遊ばされた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な

民やすかれとおもふばかりを

たみ草に露のなさけをかけよかし

世をもまもりの國のつかさは

或人が、この御製を拜して感激のあまり詠んだ歌がある。

さりともと思ふもおそれきくたびに

たまたふとくもなみだこぼるゝ

米の値が高くなり困るについて、御垣の外に集つて、何とはなしに祈る、これが國民の至情である。皇室と國民の親しさが思ひやられる。これを聞し召されて、朝夕に神に祈るはたゞ民安かれと思ふばかりのことであるとの仰せ、感激の涙をそぐは、たゞその時の人ばかりであるまい。

御歴代の聖徳を窺ひ奉るに最もよき材料で、而かも比較的世に知られて居らぬものは宸翰御日記である。御日記の本文が今存するものは、平安時代に於ては、宇多天皇、醍醐天皇、村上天皇、一條天皇、後朱雀天皇、後三條天皇の御六代、鎌倉時代には、後鳥羽天皇、順徳天皇、後深草天皇、後宇多天皇、伏見天皇、後伏見天皇、花園天皇の御七代、南北朝時代に於て北朝の光明院、後光嚴院、後圓融院の御三代、室町時代に於て、後小松天皇、後花園天皇、後柏原天皇、後奈良天皇の御四代、江戸時代になつて後陽成天皇、後西天皇、靈元天皇、櫻町天皇、桃園天皇、後櫻町天皇、後桃園天皇、光

格天皇、孝明天皇の御九代、都合二十九代の御日記が傳はつて居る。これらの御日記を拜見いたすと事の細いもあり大きいもあるが、それ／＼に聖徳の欽仰すべきものを多く發見するのであるが、中に就て、花園天皇（第九十五代、一九六八——一九七八御在位）の御日記の如きは、最も金言に富み、今日われ／＼の教訓として服膺すべき多くのものがある。

左の一節の如きは、私は常に之を暗んじて座右の銘とし、また屢人にも書き與へて、共に利益を分つて居るものである。それは元亨二年（一九八二）九月六日の御記事で、その頃、日本後紀を御覽になつて、それについての御感想をしるされ、先代の政道尤も率山すべきものの歎と仰せられ、さて、そのつゞきに、

凡内外和漢書反覆讀之必知其義、於義雖無疑及再三乃至數四必有道義之染心不知手舞足踏之心自然而來者也、讀書人必以此心可稽古也、

一兩反讀誦或不留心者更無稽古之益者也、

と、内典でも外典でも即佛書でも儒書でも、また和書でも漢書でも、くりかへし讀めば、必其意味だけはわかる。さて意味がわかつて疑がなくなつたといつても、それだけではおかず、更に幾度も反覆沈潜して之を考ふる時には、文外の深意心に染みて、名狀すべからざるの妙味、自然に湧き来るを覺ゆるものである。讀書人は必この心を以て學習しなければならぬ。一二反讀誦したゞけで措き、或

は深く心に留めぬものは、學習するとも何のかひなきものであるとの仰せである。この御日記の深義も、亦更にくりかへし／＼之を味ふことによつて、之を覺り得るであらう。

花園天皇の御日記は、その宸筆原本が伏見宮に御保存になつて居り、全部で四十七卷あるが、至る所この種の記事に満ちて居る。こゝには、たゞ右の一例をあぐるに止めておく。右之一節によつても、その一班は推し測らるゝが如く、花園天皇は儒學に於て深い造詣をもつて居らせられ、實際に大儒とも申すべき方であらせられたが、また佛法に於ても、通り一遍でなく、よくその堂奥を極めさせられた。初めは天台真言より、念佛に歸依し、つひに深く禪宗に入らせられた。これについて申したい事柄が多くあるが、こゝにはすべて略しておく。その御信仰は極めて健全にあらせられ、佛法に溺るゝことなく、よくその要権をつかませられた。こゝにその一例を示すならば、元亨三年（一九八三）六月二十六日の御日記には、永福門院即伏見天皇の皇后で花園天皇には御嫡母に當らせらるゝ方の御望を以て、如法經書寫、即佛法に於て定められた正當の式を履んで行ふ法華經書寫の事を御申出でになつた。そこで其爲の奉行人なども選定せられた。然るにこれは人の煩ひになることであるから、なるべく簡略にといふ御沙汰があつた。或はまた今年は延引しやうといふ議もあつた。其時に、花園天皇の御考として、それは御止めになるがよろしいと停止の議に賛成せられた。そこで花園天皇の仰せらることは、既に日程も定まり奉行の任命もあつたのに、それを今更止めるのは甚だ輕卒のやうであ

るけれども、人の迷惑を省かんが爲めに之を止めるは善政といふべきものである。善政の爲めには躊躇するに及ばぬ。一體此事は初めからその御沙汰がなかつた方が宜しかつたのである。「凡そ善根に於ては、人民の煩を成さざる、是れ最上の事なり、佛教の道理更に外に求むべからず。」治國利民の外に、佛法はないものである。然るに人多く大義を知らず、王法の外に別に佛事を修す、之を各別に考ふるは近來の弊風である。佛性を悟るが佛法の莊嚴である。所詮は民の費を爲さずして修行するが第一である。世法といひ、佛法といひ、二つあるべからざることである。中古以來、造寺を以て本と爲し、寺を美麗に造るが先となつたが、是は甚だ佛法の本義に背く。梁の武帝が達磨に逢つた時に、造寺の功德を尋ねた所が、達磨は言下に無功德と答へた。此事を悟り得て、始めて佛事を修することができる。以上は御日記における王法佛法相關論とも申すべき一節の大意である。これはまことに帝王の佛法信仰の模範を示されたものとも申すべく、よく佛教の眞髓を得せられたればこそ、かやうな御日記の記事もあることであらうと思ふ。

治國利民の外に佛法なし、王法佛法一にして無二と仰せられた花園天皇には、更に「誠太子書」といふ一大雄篇がある。これは元徳二年（一九九〇）二月、時の皇太子量仁親王（後の光嚴院）に贈られたものである。當時は後醍醐天皇の御代であつて、持明院統大覺寺統の兩統迭立の約により、量仁親王が持明院統の方より太子に立てられたのであつて、花園天皇は量仁親王の御叔父に當らせられる。

この「誠太子書」の宸筆原本は、伏見宮に藏せられ、全篇洗鍊せられたる漢文を以て記され、千四百八十六字より成る。こゝにはたゞその一節を和譯して掲げ奉る。

余聞く、天蒸民を生じて、之が君を樹て、司牧す、人物を利する所以なり、下民の暗愚之を導くに仁義を以てし、凡俗の無智之を取するに政術を以てす、苟くも其才無くば則ち其位に處るべからず、人臣の一官だも之を失へば猶之を天事を亂ると謂ふ、鬼瞰透るゝこと無し、何ぞ況や君子の大寶をや、慎まさるべからず、懼れざるべからざるもの歟、而して太子は宮人の手に長じて、未だ民の急を知らず、常に綺羅の服飾を衣て、織紡の勞役を思ふこと無し、とこしなへに稻梁の珍膳に飽いて、未だ稼穡の艱難を辨せず、國に於て曾て尺寸の功なく、民に於て豈毫釐の惠あらんや、只だ先皇の餘烈といふを以て、猥りに萬機の重任を期せんと欲す、徳なくして謬つて王侯の上に託し、功無くして苟も庶民の間に莅む、豈自ら懸ぢざらんや。

と、これにつけて、學を習ひ德を修むるに非ざれば民を治むること能はず、その徳を備へずしては天位を期すべからざる所以を懇に示され、さてのたまはく、

而るに詔諱の愚人はおもへらく、吾朝皇胤一統、彼の外國の徳を以て鼎を遷し勢に依つて鹿を逐ふに同じからず、故に徳は微なりと雖も、異姓篡奪の恐なし、是れ其の宗廟社稷の助餘國に卓犖たれば也……と、上女の無知なる、此語を聞いて皆以て然りと爲す、愚、惟ふに深く以て謬れり

と爲す。

と仰せられ、薄徳を以て神器を保たんとするは、累卵の頽巖の下に傾くよりも危く、朽索の深淵の上に御するよりも甚し。たとへ吾國には異姓の窺覗無しとするも、寶祚の長短は多くこれに山る。加之古以來兵亂うちつゞき、皇威つひに衰ふ。太子宜しく熟ら前代興廢の跡を察觀せらるべしと諭され、

今の時は未だ大亂に及ばずと雖も、亂の勢崩すこと已に久し、一朝一夕の漸に非す、聖主位に在らば則ち無爲に歸すべし、賢主國に當らば則ち亂なし、若し主、賢聖に非すば、則ち恐る唯亂數年の後に起らんことを、而して一旦亂に及ばず、則ち縱へ賢哲の英主と雖も、暮月にして治むべからず、必ずや數年を待たん、何ぞ況や庸主此運に鍾らば、則ち國日に衰へ、政日に亂れ、勢必ず土崩瓦解に至らん、愚人は時變に達せず、昔年の泰平を以て今日の變亂を計る、謬れる哉々々々々々、近代の主猶未だ此際會に當らず、恐らくは唯太子登極の日、此義亂の時運に當らん也、

この時局に當ら爲めには、よく學び勉めて德を磨かねばならぬ。その學を爲すの要は如何すべきか

と、その方法について、懇ろに説き示されたのである。

こゝに摘載したる數節によつても知らるゝ如く、この一篇は、詞章堂々として、莊重の體を備へ、辭句の整備したこと、思想の豊富なること、内容の充實したこと、實に驚くべきものあり。古今

類稀なる大文章といふべきである。而して更に驚くべきことは、この文章が、一種の諭言を成したることである。この中に於て花園天皇は天下の形勢が非常に危くなつて居ることを仰せられたのであるが、これの書かれた元徳二年の翌年は元弘元年で、その年には、後醍醐天皇が北條氏誅伐の軍を起されて、つひに笠置にさせられ、翌元弘二年には隱岐に遷せられ、三年には北條氏は滅亡して建武中興となつたが、間もなく失敗に終つて、つひに南北朝凡六十ヶ年の混亂が續くのである。「一旦亂に及ばず勢必ず土崩瓦解に至らん」と仰せられた事は、一々に適申した。この大亂を豫言せられた明智には誠に恐れ入らざるを得ないのである。「亂の勢崩すこと既に久し、一朝一夕の漸に非す」と仰せられたのは、今よりして之を觀れば、まことによく時勢を觀破せられたのであつて、花園天皇の御代は、持明院大覺寺兩統の争、持明院統内部の軋轔等、實に危機に瀕してゐたのであつた。若し花園天皇にして恐れながら、この明哲英聰にましまさなかつたとすれば、亂は蓋し元弘の時を待たずして、尙二十年もはやく勃發したかも知れぬ。幸にして「聖主位に在」しまして「無爲に歸」し、「賢主國に當」つて「亂無」きを得たのであつた。

さてこの一篇の弊頭に於て、天の民を生じて之が君を立てゝ司牧するは、蒼生を利するが爲めである、人民を教導するには仁義を以てし、之を御するに政道を以てす、人臣の一官と雖も忽にすべからず、況や君位をや、慎まさるべからずと仰せられ、百姓が織紡稼穡の困苦艱難に思ひ及ぼされ、民に

恩恵を施すべき所以を説かれたる段は、まことに治世の要訣とも申すべきである。君は民を以て本とすといへる信條は、いつの御代にも變ることなく、之を樹て通されたのであつて、君臣父子の義は、古往今來我國歴史を貫く所の一條の大綱である。たゞ時に汚隆あり、世に盛衰なきに非ず、君と民との間に之を疎隔するものあつて、この美風の妨げられたこと也有つた。一條天皇が三光明かならんと欲して、黒雲之を掩ひ、叢蘭茂らんと欲して、秋風之を破ると歎せさせ給ひしも、またこれが爲めであつた。御歴代の仁慈は廣大無邊、直接人民に惠を垂れんことを念とせさせ給うたのである。

御歴代の聖徳については、前にも申した通り、尙多くの材料もある事であるけれども、紙數の制限もあるによつて、今はしばらくこゝに筆を擱く。

325  
293

終

東京・神田 太陽印刷合名會社納